

令和5年 網走市議会
重油漏れ事故対策検討特別委員会会議録
令和5年8月10日（木曜日）

○日時 令和5年8月10日 午後1時30分開会

○場所 議場

○議件

1. 油流出事故の対応状況について

○出席委員（9名）

委員長	井戸達也
副委員長	永本浩子
委員	小田部 照
	里見哲也
	深津晴江
	古田純也
	古都宣裕
	村椿敏章
	山田庫司郎

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員（3名）

石垣直樹
栗田政男
澤谷淳子

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	田邊雄三
農林水産部長	川合正人
生活環境課長	近藤賢
水産漁港課長	渡部貴聰

○事務局職員

事務局次長	石井公晶
総務議事係	早渕由樹

午後1時30分開会

○井戸達也委員長 それでは、ただいまから重油漏れ事故対策検討特別委員会を開会します。

本日の委員会ですが、油流出事故の対応状況について協議します。

それでは、油流出事故の対応状況について説明を

求めます。

○渡部貴聰水産漁港課長 それでは、資料1号を御覧ください。

油流出事故の対応状況について御説明いたします。

一番、発生の場所でございますが、網走市字呼人23番地3ブリーズベイホテル株式会社網走観光ホテルでございます。

（2）事故の状況でございますが、給油……失礼しました。燃料供給施設が破損し、推定8,000リットルの重油が流出し、事業者の敷地内地下に浸透しました。

（3）事故後の経過についてでございますが、本件につきましては、令和4年7月25日及び8月29日の総務経済委員会にて対応状況を報告させていただいております。その後、9月8日からは重油漏れ事故対策特別委員会にて令和5年3月17日まで計8回にわたりまして対応状況を報告させていただいております。

最初でございます。

令和5年3月17日に開催されました当該委員会にて、3月16日の鈴木知事の現地視察及び意見交換まで御説明差し上げておりますので、本日はそれ以降の状況について説明させていただきたいと思います。

令和5年4月25日、第4回呼人地区油流出事故に係る連絡会議が開催されております。出席者は北海道、それから網走市、ブリーズベイホテル株式会社こちら社長がWEB参加、支配人が参加いたしております。それからブリーズベイホテルから調査を受託しております野外科学株式会社、専門家として地方独立行政法人道総研エネルギー・環境・地質研究所、一般社団法人全国さく井協会北海道支部が出席されております。

内容についてですが、1番、調査の結果の報告でございますが、汚染モニタリング調査では4月20日現在で油臭は確認されておられません。当該箇所の地下は降雨や降雪の影響が50日程度遅れて現れ、さらに水位変動は極めて少なくない。地下水の流速は計算値では100メートル進むのに210年、実測値では100メートル進むのに340日で流向は網走湖に向かっ

ており、地下に重油が確認された場合においても対策をとるのに十分な時間がある。

モニタリング地点におけるイオンバランスは安定期と流動期で変化はございません。

これらの結果から融雪期においても油が流出する可能性は低いと推定しております。

今後5月中旬からガス検知調査により水平方向の汚染範囲を把握し、その後洗浄工法を実施します。

洗浄工法につきましては6月から開始し、11月末から12月まで実施する予定ということで説明を受けました。

これらにつきまして、専門家からの意見につきましては調査内容及びモニタリング結果、モニタリング頻度については妥当であるが、地下水については長いスパンでデータを見る必要がある、モニタリングを継続する必要があるということが言われました。

それから、通常融雪期に地下水が上昇するが当該箇所ではその傾向が見られません。

また、実測された地下水の流速は早過ぎるので、計算値のほうが妥当である可能性が高いという指摘がございました。

一方で地下水の流れは遅いんですが、それ以外の浅い箇所にある水等は別なので注意すべきという指摘がありました。

モニタリングについては最低1年以上、油臭をもっと長くモニタリングすべきという指摘がございました。

ガス検知調査の開始時期は5月中旬が妥当であり、洗浄工法を実施する場合は油の回収量を把握すべきであるという指摘を受けました。

続きまして同日、第4回連絡会議の対策協議会の結果報告がございました。

出席者につきましては、連絡会議事務局及び専門家、対策協議会につきましては網走漁協、西網走漁協、管内増協、管内組合長会、網走市、それから振興局水産課が出席しております。

ガス調査で重油が全量確認できない場合は補足調査を実施してもらいたい。

洗浄工法を実施する場合、処理量を把握してもらいたい。

漏えいした重油を全量回収することが大切なのできちんと確認願いたい。

これらの意見につきましては北海道からホテルに対して働きかけ、ガス検知の結果と洗浄工法実施前

に検討会を開催するという回答を頂いております。

5月22日、ガス検知調査開始されております。

5月22日から23日の間にガス検知調査の現地視察を対策協議会の方で実施しております。

6月30日、第5回連絡会議の延期の決定の通知がございました。当初7月3日に開催予定でありました第5回連絡会議につきまして、ホテル側より提示された資料に洗浄工法を実施しない旨、記載があったため延期となっております。

次のページです。

7月3日、第5回連絡会議延期に関する北海道の説明、出席者につきましては北海道環境生活部、オホーツク総合振興局、対策協議会については記載のとおりとなっております。

内容でございますが、6月23日に第5回連絡会議、7月3日開催予定の資料がホテルから提出され内容を確認されたところ、「ガス検知調査の結果、漏えい箇所が限定的であること」「漏えいした重油がほとんど動いていないこと」「洗浄工法の費用は多大であること」から現段階で洗浄工法の実施時期は未定とし、今までの調査結果からリスクが小さいため、今後もモニタリングを継続して別の工法を検討する旨が記載されておりました。本件について道から複数回、ホテルに洗浄工法の実施を求めたということですが、コスト面の課題とリスクが低いため、時限的猶予はあるとの回答を受けているということです。

あわせて、低コストの洗浄対策を検討中という回答を得たということでございました。

道として引き続き、ホテル洗浄工法の実施を求め、具体的な実施時期の提示とリスクに対する専門家の助言を提示していく予定となっております。

漁協の意見としましては、本件については北海道に任せるのできちんと対応するようお願いしていることであるが、北海道が地元に不安、心配を起こさせない対応をすべきである。

ホテルは流出リスクが低いと判断しているが、油の存在が不明な状況でリスクを評価できるのか疑問であるという意見が出されております。

続きまして、ページを移りまして、7月27日第5回呼人地区油流出事故に係る連絡会議が開催されております。出席者は記載のとおりでございますが、今回、第5回についてはブリーズベイホテル株式会社の社長がWEB参加。調査受託をしております、野外科科学株式会社につきましては欠席となっております。

います。専門家として、地域独立行政法人道総研エネルギー・環境・地質研究所、一般社団法人北海道地質調査協会、同一般社団法人全国さく井協会北海道支部の3名の方が出席されております。

内容ですが、汚染モニタリング8点のいずれの地点からも油臭は確認されていません。

5月22日から25日に土壌ガス調査を実施し、特定された油の範囲は流出地点から西へ4メートル、北西から南東へ約6メートルの楕円の範囲に存在していることが確認され、以前の調査とほぼ一致した。鉛直方向は深度約3.5メートルの範囲であり、以前の調査結果と地質構造から高濃度汚染深度は5メートルまでと予想された。

これまでの調査結果より、今後も油は大きく移動する可能性が低いと判断するが、流出リスクに対する3つの回避低減対策が示されております。

資料の最終ページ、リスク回避軽減対策という図を御覧ください。

今回ホテル側から提示されました3つのケースのリスク回避軽減対策でございますが、まずケース1、右上になりますけれども、ふ化場側で油の兆候が確認された場合、No. 16の井戸にて、ポンプを用いて汲み上げを行うとともに拡散防止工法（トレンチまたは防壁、吸着剤の設置）を行うということでございます。

ケース2につきましては、No. 17で確認された場合なんですけれども、こちらについても同様にポンプによる汲み上げ、拡散防止の（トレンチ、防壁、吸着剤の設置）を行うということです。

左下白い箇所ですけれども、ケース3になりますが、長期的または災害級リスクに対して所在する油を可能な限り回収除去分解し、リスク回避低減する。これはバイオ工法の実施ということでございました。工法実施後一定期間2年程度、年4回以上のモニタリングを継続するということが提示されました。

資料を戻っていただきまして、当初、短期間で効果が期待できる洗浄工法を実施する予定でありましたが、費用負担が大きいこと、重油流出リスクが低いことから、バイオ工法（分解）を実施することとし、浄化までの期間はモニタリングを継続し、大雨時などは調査地点を追加した対応を行うということです。

バイオ工法についてですけれども、こちらは洗浄剤とバイオ資材が混ざった薬剤を少量ずつ定期的に

汚染箇所に投入し、土中の油分を分解するという工法でございます。

こちらにつきまして専門家からの意見として、今までの調査結果及び土壌ガス調査の手法と結果は妥当である。

ガス検知調査の結果からG19は隣接箇所も含めて、恒常的にモニタリングを実施すべき、資料を後ろから2ページ目のですね。ガス検知調査実施視点及び汚染箇所推定図を御覧ください。

こちら今回、ホテルが実施しました、ガス検知調査の結果をお示したものでございます。赤い箇所がガス検知の反応がある箇所が高濃度であった箇所でございます。黒丸の箇所はガス検知への結果があったんですけれども低濃度の場所でございます。

先ほど御説明差し上げたように汚染範囲につきましては、高濃度低濃度ともに図に示すような箇所となっております、これらについては、漏えい当初行ったボーリング箇所と大きな変化がないというのがホテル側の説明でございます。

一方右側のボイラー室の外側G19という箇所黒くなっております。こちら今回、ガス検知調査にて低濃度の反応があったということなんですけれども、ホテル側の説明としましては、この箇所については通路となっていることから今回の漏えいとは関係ないという説明を受けましたが、専門家からはですね、そうは断定できないのでこの箇所についてもきちんとですね、注意をしてモニタリングをするよう指摘がございました。

資料を戻っていただきまして、リスク回避低減対策のケース3について2年という時限が記載されているが、時限を区切ることは適切ではないということでございます。今回のガス検知調査は、洗浄工法のための調査であったのでバイオ工法に対応するかは不明である。

バイオ工法について内容、計画、効果の確認方法、設定目標を示すべきであり、作業前に説明をもらいたい、説明してもらいたいという指摘がございました。

ページを移りまして7月27日同日、第5回連絡会議の対策協議会への結果の報告を受けております。出席者につきましては記載のとおりでございます。対策協議会側、漁協側からの指摘としましては、工法は問題ではなくて全量撤去していただきたい。重油の範囲は確定されたのかもしれないが量は確定されていない。まずは8,000リットルの所在を確認し

てもらいたい。量と場所が特定されていない状況でリスクが少ないと判断はできない。バイオ工法の詳細や効果が不明、さらにバイオ工法を実施した場合、分解量が把握できないため、最終的に処理量や漏えい量の把握が困難となる。ホテルの提案には納得できない。また北海道のホテルへの指導も甘いと感じる。北海道として行政指導のスタンスをはっきりさせた上で今後の対応を示してもらいたいという指摘がなされてございます。

私のほうの説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、今、対応の状況について説明を頂きましたけれども、ここで皆さんから質疑を受けたいというふうに思います。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 何点か確認させてもらいたいと思いますが、まず、4月25日の調査結果の地下水の流速は計算値では100メートル進むのに210年、実測値では100メートル進めるのに300日でというふうになっているんですが、かなり差があると思うんですが、この値が正確な値ということですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 本件につきましては、専門家からも指摘があったんですが、かなり乖離をしているということでございました。

専門家の感覚としては計算値のほうが正しいということなんですけれども、これ調査を行う前から地下水の流速を実測することは非常に技術的にも難しいという指摘を受けてございました。

ですので、先ほどお話ししましたように専門家からの感覚としては100メートル、340日進むのは早過ぎるだろうという指摘を受けてございます。

○村椿敏章委員 そういう専門家の意見ということですね。わかりました。

もうちょっとその下のモニタリング地点におけるイオンバランス、これが安定期と流動期で変化はないと言っているんですが、なかなか難しい言葉でどういう意味なのか、説明してもらえれば……。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回モニタリングをしている地点は8点になります。この8地点で融雪前の安定期といわれている時期に水中のイオンですね、イオンのバランスを見ておりまして、イオンバランスを見る理由としましては、それぞれ8地点の水が関連している水かどうかというものを確認するためというふうに説明を受けてございます。

そのイオンバランスを見た結果、3つの井戸とそれから近隣にある湧き水と何か所かあるんですが、

そちらとは関連がないという報告を受けておりまして、今回それが融雪期においても、安定期との結果と変化がないという報告を受けてございます。

○村椿敏章委員 今の説明ではなかなか難しいなとは思いますが、8地点のモニタリングがあって、そして、そのモニタリングしている地点同士が噛み合っていないということがわかっているということなんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 はい、そのとおりでございます。

○村椿敏章委員 そうした場合、これらの結果から融雪期においても、油が流出する可能性は低いと推定できるっていうのは、どういうふうに捉えればいいんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 専門家からの今までのですね、連絡会議の中での議論なんですけれども、漏えいした油については、基本的に鉛直方向に浸透するものであり、浸透した後にですね、地下水に入りそこから公共用水域に流出するのが一般的な動きということで説明を受けています。

今回、漏えいした箇所を中心に3か所、3点ボーリングというものを実施しておりますけれども、その3か所の水とは当然関連がありますので、イオンバランス的には同様となっております。

一方でその他のモニタリング地点としまして、サケ・マス増殖事業協会の近くにあるふ化場の近くにある井戸、それからホテルが所有する井戸、それからサケ・マス増殖事業協会の飼育施設の近くに染み出している水、それから近隣を流れる川の水を調査しまして、イオンバランスを確認しておりますが、この3つの井戸と今御説明しましたその他の水とのイオンが違うということで、繋がってはいないという説明なので、仮に油が地下に浸透して地下水に入ったとしても、その近隣の湧き水、井戸から検出される可能性は極めて低いという説明でございます。

○村椿敏章委員 そういう意味で川のほうには流れていくことはないだろうということを今、言っているということなんです。理解しました。

それと次のページなんですけれども、2ページ目の4の専門家からの意見というところで、また実測された地下水の流速は早過ぎるので計算値のほうが妥当である可能性が高いと。ちょっとこのときに深さが何メートルっていう部分が特に書いていなかったんですけれども、この汚染されているところ、この部分というのは、その後の資料の中では3.4メ

ーター程度のところが汚染されているというふうになっていますけれども、それよりも深いところは汚染されているとかそういうことはないんですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今までの調査結果も合わせたんですけれども、今回3.5メートルまでボーリングをしてガス検知をして、5メートルに主なその汚染源があるという話だったんですが、一番初めに漏えいしたときに漏えい箇所直下でボーリングした際には7メートルまで汚染が確認されておりました。

ですので、基本的に今実情で汚染が確認されているのは7メートルまでとなっております。その箇所では8メートルまでボーリングすれば、油臭は当時は確認されてございません。当該箇所の地層については火山灰が主なんですけれどもその下には凝灰岩という非常に水を通しにくい層があって、それより下には浸透しにくいということが専門家からも言われております。

一方で今ボーリング地点、3点ボーリングをしまして、地下水面なんですけれども、標高約13メートル、これはNo. 16の地点で地表から約20メートル程度のところに地下水がある状況でありますので、そこまでは到達していないというのがホテルからの説明でございます。

○村椿敏章委員 すみません、もう一度説明してもらえますか。

○渡部貴聴水産漁港課長 まず、汚染の範囲なんですけれども、今回の資料では3.5メートルまでガス検知調査を実施して、5メートル付近までを汚染範囲というふうに示されておりますが、今までのホテルの調査結果ではですね、一番初めに漏えいしたときに漏えい箇所のすぐ下を実際にボーリングして7メートルまで確認されております。

ですので、今までの調査で一番深い箇所で確認された7メートルまでです。8メートルでは確認されておられません。

当該箇所の地層としては火山灰なので、そこまでは浸透するんですけれども、それ以下は凝灰岩という水を通しにくい層なので、専門家からも浸透しにくい層であり、7メートルというか深い箇所に行けば、水平方向に分布するだろうという説明を受けております。

一方で今までのですね、調査結果で地下水を調査するため3点ボーリングということで3か所ボーリングを行っておりますが、その箇所での地下水の深

さなんですけれども、標高で13メートル、地表からの深さであれば20メートル程度ということなので、今お話ししましたように油は実際に7メートルまでしか確認されておらず、20メートルまでというのはかなり距離があってさらにその間の層は浸透しにくいのでホテル側の説明としては漏えいするリスクが低いということを話しております。

○村椿敏章委員 わかりました。

地下水が流れるのが地表から20メートル下、その間に凝灰岩という浸透しにくい層があって、そこが丁度7メートルまで油が確認できているよという、辺りだというふうに考えているということですね。凝灰岩の横のところで水平に浸透しづらいから油が横に広がるだろうと広がるとすれば、ただ地下水の流れとしてはその凝灰岩よりも深いところがあるということですね。はい、わかりました。

あと、その下ですね、漏えいした重油を全量回収することが大切なのできちんと確認願いたいというのが対策協議会のほうから出されていると思うんですけれども、これをどうやってその回収の量というんですかね、処理の量というのを確認することができるんですかね。

○渡部貴聴水産漁港課長 当初、この第4回での計画時はガス検知調査を行いまして、その後、洗浄工法という工法を行う予定でございました。

洗浄工法を行う際には、洗浄用の液を入れるためにボーリングで穴を開けます。まずそのボーリングで空けたボーリングのコアを取るときの土から油の含有量っていうもの測ることができます。さらに洗浄工法では、洗浄剤を流して入れた洗浄剤をもう一度汲み上げて油と洗浄液とを分離をするので、その段階でもどのぐらいの量が洗浄されたかというものが確認されるということとなっております。

一方ですね、今回提示されたバイオ工法につきましては、バイオ剤を土中に注入して、そのままで終わりでございます。

従いまして、どのぐらいの油を処理したのかということが確認できない状況となっております、実際に8,000リットル漏れたという説明を受けている中で、本当に8,000リットルはきちんと処理されたのかどうかということが確認されないため、漁協は非常に大きな不安を抱えております。

○村椿敏章委員 わかりました。

どちらにしても、今、対策協議会のほうで言うてる全量撤去っていうところが一番望ましいだろう

など私は思いますけれども、もう一つ感じたのは、その洗浄工法これによるリスクっていうんですかね、生物に対してのリスク、それは様々あるのかなと思うんですけれどもどうなのでしょう。

○渡部貴聴水産漁港課長 御指摘のとおり洗浄工法では、液剤に界面活性剤が入ったものを利用するというでございました。

ですので、仮になんですけれども、その界面活性剤が入った液がですね、公共水域に流れることについては北海道漁連のほうからも注意をするようにという指摘を受けております。

一方で当該工法については環境省でも推奨をしておりますので、私どもとしても適切な工法であるというふうに認識しております。

○村椿敏章委員 環境省が推しているということなんですけれども、実際、その環境省が言っている中でもリスクっていうのはないということなんですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 ちょっとそこまでは私どもはわかりませんし、今回ですね、洗浄工法をやる前に中止となったのでどういう成分のどういう薬剤をどのぐらい入れるのかということも、結局不明なまま立ち消えてしまったのでちょっとそこまではわかりかねます。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○永本浩子委員 今、様々な経緯とガス検知の結果も見せていただきまして、ガス検知の結果、やはりボイラー室の地下にほぼほぼ重油があるということがもう再確認されたということかと思います。

先ほど少し触れられましたけれども、本来でしたら、このボイラー室を解体して全量撤去していただきたいというのが網走市また漁協の要望だったわけなんですけれども、それには解体するだけで2億円かかるというホテル側からの言い分もあり、百歩譲って、今回のガス検知を行った上で洗浄工法を行うということで話が進んでいたかと思いますが、やっとガス検知が終わって重油がある範囲が確定できたにもかかわらず、今度はこのお金がかかり過ぎるからという理由で一方向的にバイオ工法にというような話が出てくること自体、あまりにもちょっとホテル側が身勝手なのではないかと思いますが、まずこの点について市のお考えをお伺いしたいと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長 今御指摘ありましたように、私どもとしましては、第4回の中でホテル側の洗浄工法を実施するという回答がある中で今回、第5回の検討会の中でですね、急にホテル側が様々な理由により実施をしないということを一方的に提示してまいりました。

さらにですね、今回御説明も差し上げましたが、専門家のほうからも、バイオ工法について内容、計画、効果確認方法、設定目標、これはどのぐらいまでになればですね、バイオ工法が終了したのかっていうことを提示するようにという説明を受けましたが、ホテル側の回答としましては、事前に説明すると時間を要するので説明は一切せずに実施をするという回答がはっきりとこの連絡会議の中でなされております。

当然、このバイオ工法の一方向的な実施もそうなんですけれども、さらに言いますと先ほどお話ししましたように漏えい量を把握していない中で当該工法実施されますと、どのぐらいの量が処理されて、どのぐらいの量が残っているのかということもわからない。これは将来的にリスクを抱えることとなりますので、私どもとしても非常に困惑をして憤りを感じている状況でございます。

本件につきましては、ただしですね、今の段階でホテルとの直接交渉もできなく、ホテルに対しましては、北海道がきちんと今、交渉をしている状況でございますので、私どもとしても、北海道に対して働きかけをしてですね、どうにかしてバイオ工法ではなくきちんと量を把握できるですね、対応をしていただきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 かなりホテル側が一方的に事を運んできているのではないかなということが伺えるわけなんですけれども、やはり納得をするためにもこの洗浄工法とバイオ工法の違いですね、まず金額がどれほど違うのか、そしてまた、多分、洗浄工法のほうが時間的には早く終わると思います。バイオ工法はかなり時間がかかるのではないかなと思います。

また効果においても、洗浄工法のほうが流出してくる処理水っていうところを計算することによって、どれぐらい処理できたのかということもおおよそ推定がつくかと思いますが、バイオ工法の場合は見えない部分がどこまでちゃんと微生物によって解体されているのかということを確認する方法がなかなか難しいのではないかなと思うんですね。こ

のガス検知でもう一度確認と言っても、その付近だけが分解されていて、そこをガス検知がされない中心部分とかそういったところがまだ分解されていなくても、何となくそれだけでうやむやにされて幕引きをされてしまうのではないかなという心配があるわけなんですけれども、まず1点目、この洗浄工法、元々ガス検知が終わったら洗浄工法をやりますという話だったわけなんですけれども、この洗浄工法は金額が高いのでというホテル側の理由がありますけれども、この点は洗浄工法とバイオ工法の金額の違い等はわかっているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 バイオ工法、洗浄工法とともに、金額については提示されていないので、どちらがどのぐらいかかるのか不明でございますが、洗浄工法につきましては、以前、今回対応する会社と別の会社にお聞きしたことがあります、1リットル当たり1万円程度なので8,000リットルであれば約8,000万円から1億円程度かかるのではないかと、ただしそれは状況場所等によっても変化がするというような御回答を頂いております。

ただし、それはあくまでも別な会社での話なので、今回、当該事業者がですね、どちらの会社でどのぐらいの金額で提示されたのかというのは全く不明でございます。

○永本浩子委員 不明ということではなかなかその辺が難しいけれども、会社側の言い分を取れば8,000万円から1億円だとしても、バイオ工法のほうがさらに安いということなんだと思います。

本来だったらこのボイラー室解体するのに2億円、解体した後には全量撤去するためにもまたお金がかかるわけでそれが8,000万で終わるんだとしたら、この方が安いのではないかなと私としては思いますけれども、また一方この時間ということを考えると、先ほど私としては、洗浄工法のほうが時間的にはかなり短時間で終わられるのではないかなと思っ

てはいるんですけれどもこの点についてはいかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 時間については御指摘のとおりで洗浄工法のほうが時間は要しないということでございます。

今回ホテルの説明では、油自身が移動していない、リスクが低いということから時間をかけても問題がない、時間には十分猶予があると。仮に地下水に漏れても地下水の動きも遅いので、対応するに十分な時間を確保できるということからバイオ工法に

するという説明がなされております。

○永本浩子委員 そのバイオ工法にしたとしても、3月16日、知事が網走に視察に来ていただいたときに早急にロードマップをつくってスピード感を持ってホテルに働きかけるということをおっしゃっていただいているわけで道としても責任を持って、また、バイオ工法にしたとした場合のこのロードマップっていうものもきちんとホテル側と打合せをしながら示していただきたいということではあります。

この件に関しては、道とはどのようなやり取りがされているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 スピード感を持ってということは道も認識しておりましてその中で今回、第5回が延期になってしまったことについては、私どももそうですし北海道としても、そういう認識もあったので急遽ですね、ホテルに働きをかけて今回第5回を開催しているというふうに認識しております。

ロードマップにつきましては、現状では、当初です、私どもも北海道としても洗浄工法を実施するという認識でございましたので、それが前提だったんですけれども全く今、その流れが変わってしまったので現状で明確なロードマップ等というのは、ホテルからも提示をされてございません。

○永本浩子委員 かなりやはり理不尽だなということとをちょっと憤りを持って感じております。

また、実際のこの効果という、効果検証っていうところが大事になってくるかと思えますけれども、洗浄工法の方が、先ほども言いましたけれども、効果の検証は明確にできるのではないかと思いますけれども、この点はいかがですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 私どもも専門家ではないので、どっちの工法がどれだけ優れているというものについてはちょっとお答えしかねます。

ただし、いずれにしてもバイオ工法の詳細がホテルが実施したいとするバイオ工法の詳細、それから当初実施しようと思っていた洗浄工法この詳細がですね、示されていない中では、専門家も何も助言も検討もできない状況でございまして、これについては今回専門家からもこの連絡会議についてはですね、専門家がホテルが実施する対策について助言を行う機関なんですけれども、何も提示されないと、助言もできないということできちんとそこは提示していただきたいということをホテルに対して言

っております。

○永本浩子委員 なかなかホテル側の対応がちょっとひど過ぎるという一言に尽きるかと思えますけれども、法的な面からはこういった部分をやはり厳しく、ホテル側に要求するということなかなか難しいというのがやはり現状なんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 法的見解につきましては、昨年……失礼しました。昨年度、道議会のほうから……失礼しました。当市議会の特別委員会のほうから、北海道に対して様々な意見を出されて2月28日に回答書が来ておりますが、あれから大きな変化はございません。

今回の実施についても、ホテルの敷地内、ホテルが実施することであって、さらにバイオ工法自体はリスクを軽減することなので、今回、法的な説明を受けておりませんが、道の立場としてはリスクを軽減するものについて、止めるということは難しいと、一方で量の把握ができないということと地元の不安を煽るという面ではですね、やはりそこは容認をできないので、今、北海道からホテルに対して調査……失礼しました。バイオ工法の詳細について確認中というふうに聞いております。

○永本浩子委員 わかりました。

私も、公明党の道議会議員と連携を取りながら、4月13日に知事に対しても、しっかりとホテルに対して速やかな実施、強く働きかけるようにという要請書も出していただいております。道もそういう思いで取り組んでくださったところではないかと思うんですけれども、ここに来て突然のバイオ工法への切り替えということで、この後どのようになっていくのかということが大変心配な部分がありますけれども、ホテル側の言い分として、そんなすぐにこの流れ出るということはないのではないかと、この地盤の関係でそういったところから考えてという、そういったことも一つリスクが少ないということも金額プラスして出ているところなのではないかと思えますけれども、最近のこの気候変動、線状降水帯、そういったところを考えると網走もいつどういう形で思いもかけないような大雨が続いたりとか、また地震等も絶対起きないといわれていたところにも地震が起きたりっていうこともありますので、そういう不測の事態になったときに幾らその難水浸透層があったとしても、そこ自体がひび割れたりとか、思いがけない大量の水が入り込んだりとかっていうことで予測できなかった不測の事態ってこ

とは十分に考えられることだと思いますので、そういった点からも何とか道とも連携を取りながら、ホテルのほうにしっかりと働きかけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回ホテルで提示されたケース3というのは今、永本委員から御指摘受けたように災害とかですね、大雨時のリスクを減らすためということで言われております。

ただ一方でそういう言い方をするんですが、量が把握できないと最終的な収束ができないというふうに認識しておりますので、このあたりにつきましては、北海道のほうとですね、週明け14日になりますけれども、市長、それから両漁協組合長、管内増協、管内漁協組合の専務が行きまして、ホテルに対してですね、働きかけをするように北海道と話し合いを持つ予定となっております。

○永本浩子委員 ぜひ、何かあったときに被害を受けるのは網走市なんですね。法律的な管轄は北海道かもしれないですけども、何かあったときに被害を受けるのは本当に網走市、そしてまたうやむやに幕引きをされてしまうと、漁師の皆さんもいつまでたっても安心できないという状況が残ってしまいますので、その点しっかりまた市としても、訴えていただいて動いていただければと思います。

私のほうから以上で終わります。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○里見哲也委員 今の法的な責任の所在みたいなところで14日に会合があるというような話かと思うんですけれども、これちょっと素人考えで14日に話を持ち込めるかどうかかわからないですが、例えば、義務の不履行は、代執行ってね、これはできないんだと思うんです。義務があるっていうことが確認されていなければ代執行はできないと思いますし、それから行政事件訴訟法では義務付けの訴えっていうのがあって、これは処分されるべきなのにされていないときに処分してくださいねっていうふうな訴えがこの裁判ですね、できます。

一方でですね、行政手続法と中で行政指導、この行政指導については、近年、行政指導がきついからやめてくれっていう36条の2条っていうのと、それから行政指導すべきなのに行政指導していないでしよう、してくださいねっていう36条の3項というのがあるんですね。

該当するかどうかわからないんで素人発言なんですけれども、もしも、これ道が今、何を焦点にしよ

うと思っているかという、この洗浄工法からバイオ工法にいくら自分の敷地だからといって、何らかの対策をしているんだからといってですね、もし、一方的に変えようとしていることが行政指導として叶う意見だとして、これをつまり36条の3項と言おうとしているのは、誰かが北海道に対して行政指導してくださいねって訴えなきゃなくなるんですね。これが漁業者なのか、当市なのかとかいろいろあると思うんですけども。行政指導すべきなのになされてないからしてくださいね、という訴えを、これは行政手続法上の手続ですから、行政内の手続ですけども、これをするとして指導を仮にしたとした場合にこれを受ける事業者側がですね、先に言いました36条の2項のそれは行政指導すべきではないでしょうという対抗はもちろんできると思うんですが、いずれにしても、この洗浄工法からバイオ工法に移そうとすることに対する何らかの抵抗とか、向こうに対する意識づけということが、素人考えなのでごめんなさい。少しでも可能になるのであればですね、もっと誠実に対応するのではないのであろうかなと思いますので、本当素人考えで申し訳ないんですけども、ひとつ14日で近々に迫っている日程であれば、今までも議論されたことあるのかもしれないですけども、この行政手続法の36条の3項ですね、これについて誰かが道を訴える形で、道のほうでそのことについて業者に指導するっていうようなそういう流れっていうのが在り得るのかどうか。これについてぜひちょっと検討してすることが可能であれば、してみるのも手じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 答弁はいいですね。特に答えはもらわなくてよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

何かございましたら、発言許可します。

よろしいですね。

○渡部貴聴水産漁港課長 今のお話、行政手続法のお話なんですけれども、そもそも前提として指導をする状況にあるかないかということが、まずその前提であると思うんですが、今回、その件についても北海道とですね、環境省を介していろいろ確認しましたが、現状で水質汚濁防止法においては、漏えいした重油が公共路、水域に流れ出ていない状況については、応急の措置をすることを命ずることはできます。漏れていると。ただし、応急の措置という

ことで行政指導しておりますが、それについては、今ホテルが漏れたときに行った、例えば漏れている箇所を止める、油のcockを閉める、調査をするということが応急の措置になるということで、今、お話ありましたように私どもとしてもですね、今回漏れたものをどうにかできないかということで北海道を介して検討しておりますが、なかなか対応としては難しいとは思いますが、14日に行くということなんですが、その辺りも含めてですね、検討は進めたいというふうに思っております。

○井戸達也委員長 暫時休憩します。

午後2時18分休憩

午後2時22分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 まず1ページの目の100メートル進むのに210年、実測値は100メートル進むのに340日となっているんですけども、これは水で換算したときなんでしょうか。それとも重油で換算した時なのかなと思ひまして、水と重油だと液体としての粘度が違うのでその進む具合とかも違うかなと思うんですけども、どうなっているんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 こちらは地下水の流速でございます。

○古都宣裕委員 実際に進んで汚染していくのは重油だと思うんですけども、重油の場合はこれよりも早くなるっていう専門家の意見とか、逆にもっと進みは遅いとか、そういったような意見とかはなかったんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今、御指摘のような意見はなかったんですが、一応私どもが受けている説明としましては、地下水に入った重油は水に浮くので、その表面を水と一緒に流れるという説明は受けています。

○古都宣裕委員 水に浮いている状態だけでも実測の移動速度は水と同じというような見解だということだと思ひます。

ただ、資料の2ページの中で地下水の流れは遅いが浅い箇所の水は別なので注意すべきというところがあって、今回は6メートル、7メートルぐらいまでその中で、それは先ほどお話ししている中で地下水は20メートルぐらい掘らなきゃいけないというところだったんですけども、6メートル、7メートルだとこれは地下水っていうよりも浅い部分に当たるのではないかなと思うんですけども、その辺はど

うなっているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 こちら専門家の発言なのですが、しかしながらですね、今までボーリングとそれからガス検知で数十か所ボーリングで穴を開けていますけれども、その他で水が確認されたというお話は聞いていません。ただ1か所ですね、その専門的な言葉で宙水という、宙にぶら下がった、宇宙の宙に水っていう字を書くらしいんですけれども、そういう水の塊があるところが何か所かあったらしいので多分そういうところはですね、この下の地下水と別な動きをするので注意すべきという指摘だというふうに認識しております。

○古都宣裕委員 あと、このガス検知調査地点及び汚染範囲推定図というのがあるんですけれども、この中でG19のところでも検知されているんですけれども、そっちのほうの周り、ほかは検知されていないか青い部分低濃度の部分なんですけれども、そっちのほうの調査が何か周りがちょっと薄いのかなと思うのと、あとは赤いGの5、6辺りの左側のほうに対してはガス検知の部分、カバーされてないんですけれども、液体がこの図でいうGの5、6よりも左のほうに流れていくというのはないのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 こちらも専門家ではないので何とも言えませんが、まずですね、G19の箇所、私どもも同様の認識を持っておりまして、G19、それからG6、1、Gの中2とかからですね、かなり離れてこの箇所だけ出ているのでこの間、本当にないんですかっていう認識がありまして、これについては、連絡会議の中で連絡会議の副委員長に当市の部長の川合がなっておりますので、そういう指摘はしております。それも併せてこちらについては専門家からもきちんとモニタリングをするべきだっていう説明を受けております。

一方で、G6、7の左側の箇所についての指摘でございますが、こちらも含めた説明からでしか判断はできないんですけれども、一応この箇所、地質上ですね、硬い凝灰岩の層が観光ホテル側に偏っている傾きがあるということなので、今回この調査結果をもって、専門家も妥当であるという判断をしたのだと認識しております。

○古都宣裕委員 妥当だとはある程度わかるんですけれども、あくまで推計でやはりちゃんと調査した上でここで出なかったらわかるんですけれども、2か所ぐらい増えてもそこまで金額的にも大きく変わらないのかなと思うので、しっかりと調査していた

だければと思います。

あと、先ほどバイオ工法と金額の差異とかの部分もあったんですけども、バイオ工法だと洗浄液と資材を混ぜたものを入れるというお話だったんですけども、洗浄工法だと入れて油を吸着させて、それをまた取り上げるようなお話でしたけれども、バイオ工法の場合は入れっぱなしのような状態になるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回、ホテルが実施するバイオ工法の詳細確認はしていませんが、一般的には、薬剤をゆっくりと注入して回収はしないというふうに聞いております。

○古都宣裕委員 洗浄工法の場合においても一応取り出しはするけれども、万が一漏れていた場合、先ほどの説明のとおり界面活性剤等が入っているので万が一それがそのまま流れ出てしまった場合には、環境的に影響があるような話があったんですけども、バイオ工法の場合はそういった薬剤的に何か、環境負荷もしくはリスクがあるような薬剤を使用されないのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 そちらについても今回の調査でどういう薬剤を使うのかということが確認できないので判断もできない状況ですが、聞いている話ではホテルでは、今回使用するバイオ資材をアメリカから取り寄せるために早めにもう発注はしているという説明を行っております。一般的にそういうカタログについてはですね、環境に影響がありませんということを書いてあるんですけれども、それが正しいかどうかというのは、私どもにはちょっと判断できないということです。

○古都宣裕委員 あと、先ほどお話の中でもあったんですけども、洗浄工法にかかる金額がこの資料を見ていると約ざっくりと1億円程度かかるのが負担だということでホテル側が変えたっていうのもある程度わかるんですけれども、今回問題のホテルも半期営業している中で短期でいきなり1億円を出せといわれても多分売り上げ的には厳しい部分、全体の売上げじゃなく1個のホテルとして見たときは厳しいのかなっていうのも、理解がある程度わかるんですけれども、まず、網走の未来を考えたときにしっかりと早急に重油に対応してもらいたい、していかなくってはならないと考えたときに今回金額が凄く大きいのが問題だということにホテル側が言っている中で道や国や網走市として補助なり、ある程度融資なりとか、そういった部分での話し合いとか

持たれなかったんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回の漏えい事故については、基本的には原因者が負担するべきものであるというふうに決められております。

費用負担については現状でホテルの経営状況等も不明な状況です。

さらに代執行等、いろいろな議論も今までありましたが、行政代執行するためには指導機関でなければできないということで、今回、水質汚濁防止法に基づく指導権限が北海道にありますので、北海道であればある程度の条件が揃えば代執行ができるのかもしれませんが、現状でホテルが様々な対応をしているため、そこまではできないという判断をしているというふうに聞いております。

○古都宣裕委員 ホテルも社会的立場もある大きなグループですのでいろいろ試そうとしている部分はありますけれども、あまりにも地元が求めている対応との乖離ってというのがあって、洗浄工法だったのが急にバイオ工法に変えられたりとかっていう部分もある中で、やはりネックになっているのがお金なのかなという部分があります。

お金で解決できる部分であれば、やはり網走市の未来を守るためにもある程度そういった部分もホテル側とちゃんと協議して示さなきゃいけないのかなと思うんですけども、なかなか協議がホテル側の社長さんとしっかり話はできているのかなといったらこの資料を見る限りなかなかうまい話し合いができていないように見えているんですけども、その辺はちゃんと詰めた話し合いというのができているんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 経費負担の話は全く別な話で切り離して説明させていただきますが、ホテルの社長と直接交渉については、今まで市長から何度かですね、オファーをしている状況であります、全て断られております。

理由としましては、ホテル側は行政的指導権限を持つ北海道以外とは話してもですね、議論が錯綜するのでそういうことはいたしませんということで説明を受けております。

さらに今回事故が起きて8月に一度現地をですね、現地に来て説明をしておりますその後またですね、現地で説明してくださいというお願いをしておりますが、それは履行されていない状況で第5回の会議の中でも川合部長のほうから必ずそれはやってくださいというお願いはしておりますが、ホテ

ル側はきちんとした回答はしていない状況でございます。

○古都宣裕委員 市と地元とはなかなか話ができていない中で、当該ホテルの社長は道とのやり取りをするという中で、道とブリーズベイホテルのほうはしっかりとそういった話し合い、詰めた話し合いというのはできているような状況と言えると見ていますか。

○渡部貴聴水産漁港課長 唯一、直接交渉を行っているのはホテルと北海道になっておりますが、そこらもですね、いろいろ検討……失礼しました。連絡会議の開催、内情等で調整をしている中ではなかなか難しいというふうに聞いております。決して気軽にですね、お話し合いをできるような状況ではないというふうに認識しております。

○古都宣裕委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○深津晴江委員 1点目なのですが、そもそもの原因としまして、破損が原因ではないかっていうことがあります、その配管の破損というところはしっかり確認できているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回の漏えいについては屋根からの落雪によって、このボイラー室からですね、この機械室Aというほうに空中にですね、管があったんですけども、そちらが壊れたことによって管が破損しております、昨年度の3月に事故が発生してですね、その通報を受けて当市の生活環境課等が見に行った際に現場を確認しております。

○深津晴江委員 それではしっかりと破損をして、そこから量はホテルの言ってる量ですが、流出するのは間違いはないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 破損箇所は確認しております。

流出量については、ホテルからの自己申告でございますが、こちらについても本当に8,000リットル漏れたかどうかという議論がありまして、昨年度ですね、振興局がホテルの帳簿等も確認した中で8,000リットルであったというふうに報告を受けております。

○深津晴江委員 それでは帳簿からも8,000リットルが流失したというふうに捉えてるってことは、わかりました。

2点目なのですが、様々今の渡部課長からの話でもあるんですが、今の現場は誰がどのように管理と

いか見ているのか、教えていただきたいと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長 今の現場というのは、このホテルのボイラー室自体は専門というか、施設を管理している観光ホテルの職員が管理をしております。

調査については、私どもが確認している中では、野外科学というコンサルタント会社が調査を管理しております。

○深津晴江委員 私の一番の心配としましては、工法を変えた、そしてパイオ工法も具体的何にも示されていないという状況がある中でひょっとしたらなんです、私たちのわからない間に勝手にやってしまうという危険って言うんでしょうかね、そういうことは考えられないのかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 御懸念のとおり、今回第5回の連絡会議の中で社長の方からは、今回事前の説明もしませんということで、用意が整ったら洗浄工法……失礼しました。パイオ工法を進めるというふうに説明を受けてございます。

○深津晴江委員 ホテル側の説明がそうであるならば、パイオ工法でも私たちが納得できたのであれば、進めてもらうということでもいいかもしれませんが、果たしてそれが本当に効果があるのかどうか、まだわからない段階でそれをやられて、もう終わりましたというふうに、私たちホテル側として処理しましたというふうなところが一番懸念されているところなんです、やはり一番は北海道かと思うんですが、当市もやはりしっかり監視というんでしょうかね。確認でしょうか。そういう体制をつくるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回、第5回の検討連絡会議です、専門家からも同様の意見が出されています。

先ほどもお話ししましたが、この連絡会議というのは、ホテル側が実施する対策について技術的な助言を行うためでございます。ホテルは当初、いろいろお話を聞く中でこのような漏えい事故については素人であるので、そういうようなサポートを頂けるとありがたいという説明、発言が社長のほうからもありました。にも関わらず、今回、ホテル側としては勝手に工法を進めるという状況で、これは私どもとしても非常に納得のできない状況でありまして、連絡会議の中でも再三そういうお話をしており

ますとともに終了後の連絡会議の対策協議会、漁業関係者側から強くお話をしています。

これはですね、私どもだけではなくて北海道も同様の認識でありまして、ホテルに対して再三の説明、それから工法の見直しについてお話をしておりますが、ホテル側からどのような回答を頂いたのか、ちょっと私どももわかっておりません。

このような状況もありまして14日の日には北海道とともにですね、意見交換をしてホテルに対する働きかけの強化というものを検討してまいりたいというふうに思います。

○深津晴江委員 道も当市も、今のままでは納得できないというところは共通認識かと思うんですが、やはり現場が網走市にあるわけですから、そこをしっかりと監視体制、先ほど職員の方が管理されているとのことだったんですが、職員の方だったら、会社側が業者さんが来てパイオ工法を始めてしまっても多分、なんら連絡はないかと思しますので、巡回なり何かしっかりと網走でも現場の確認は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 当該箇所についてはホテルの敷地内なので勝手に私どもが入ることはできない状況となっております。

一方で周辺の水域については、当市それから振興局でも漏えい状況がないかという確認は定期的に行っております。

○深津晴江委員 その現場のそこっていうのは、私有地ですので入れないというのは理解できますが、周辺の、例えばトラックなのか何かの動きがあるとか、そういうことの確認は遠方からでもできるかなというふうに考えますので、ぜひ、北海道とも協力しながら確認していただければというふうに思います。

いかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 施工についてというか、現状で一番問題なのは法的にホテルが実施する対応を止めることができないということでございます。仮にトラックが入っていった状況を確認したとしても何もする手だてがございません。

今の状況ではまず、ホテルに対して北海道のほうからなんですけれども、洗浄工法の詳細計画等を示すようにお話をしていると聞いておりますので、まずはですね、その結果をもって、当然なんですけれども私どもの地元網走市の問題であって、決して他人ごとではございませんが、この問題の一番大きい

ところは法的な壁がありまして、私どももできるところとできないことがあるのが非常に歯がゆい状況ではありますので、北海道と協議をしながらですね。対策について検討してまいりたいというふうに思っています。

○深津晴江委員 やはり、安全のために安心のためにできるだけことはお願いしたいというふうに考えています。

私からは以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑等ございますか。

○山田庫司郎委員 いずれにしても今、課長から説明あったように法的な部分でですね、水質汚濁防止法が、これが適用になればいろいろな動きはもちろんできるんですが、それは川なり、ある程度のどこにですね、油が出てきた段階の話ということですし、水質汚濁法は該当するわけですから、今はそれが該当しないということでホテルの敷地内で自分たちがどんなことをしようが勝手だろうと、極端なこと言えばね。

そこで市なり、道なりが漁協の皆さんや網走市民のことも含めて、やれることをやっていこうっていうことでこうやって議論しているんですけども、14日にも市長も行くということで、皆さんからも意見がありますけれども、ぜひバイオ工法の中身をですね、やっぱりホテル側に明確に示すようにここは強く言っていたきたいと。それでも説明がなくてやるのは、やるのは勝手なのかかもしれませんが、やっぱりホテル側もやっぱり社会的にも立場がある、私は社長だと思いますから、しっかりそこを伝えていたきたいというふうに思いますし、あってはいけないことですし、先ほど委員からもあったように網走市にとって大変な油が出たときは大変な課題なんです。ですから、そうはさせないために事前に何かができないかということでホテルの協力を私たちの考えも含めて言っているわけですから、ぜひあってはいけないことを前提にしながらも、本当にホテルとしてね、もしですよ、万が一、油がどこかに出たときには、何年かの補償額もある程度示されているはずですよ。そこも社長は頭に入っているというふうに思いますし、それも払う気があるのか、うちの油ではないってとぼけるのか私はわかりませんが、そこもしっかり頭に入れてね、ホテルに対応するよう私は強く言っていたきたいというふうに思います。

これは要望ですから答弁はいりませんが、何か、

市長が行くにあたって網走市の決意も含めて、副市長もいらっしゃいますからもし、一言でも言っていたければというふうに思います。

○後藤利博副市長 ただいま山田委員のほうからお話ありましたが、これまで連絡会議の中に社長自ら来ていただいて、北海道のグリップした中で会議をしてきたというのはまさにホテル側としても、このリスクをいかに時間をかけない中で回避してもらおうかということを専門的な見解も含めてですね、話し合いましたということで社長がこの会議にも顔出していただけるというように北海道のほうでも動いて、私どもそこを要請してきたわけです。

ただここへ来まして、その工法が、先ほども議論でありましたが、どういう形でなされてどういう検証ができてどういう効果があるのか、そういう詳細なものの説明もない中で、ただこれをやられるということについてはやはり、地元としてもですね、大変これは、簡単に受け入れるべきことではないというふうに思っています。

一方、先ほどもお話の中でありましたが、ホテル側は8,000リットルだと言っている中で正直、これだけ調査をやってガス検知もやって、ある程度こういうエリアだろうという事を推定されておりますけれども、あくまでもそれは推計の範囲でありまして、あることも実はないことも証明できていないというふうに私どもは受け止めております。そういう中でもし仮にそういう量が出ていて将来的に何かあったときにその影響をどう回避するのかということは、これはもう当然、ホテル側にも、私たちも求めなきゃいけないですし、その約束事はどこかの時点でする必要があるというふうに考えてございます。

○山田庫司郎委員 市長に伝えていたきたいと思えますし、やっぱり北海道もですね、全道の網走市でありますから、北海道は一生懸命やっていたということで私も思っていますけれども、漁業者の関係の方も言っていますが、道の対応もちょっと甘いんじゃないかという意見も出ていますけれども、甘いとは私は言いませんが、北海道ももっとしっかりしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、それではこの件につきましては、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもちまして、重油漏れ事故対策検討特別委員会を終了いたします。

お疲れ様さまでした。

午後 2 時 47 分閉会
